

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上尾市は、固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上尾市長

公表日

令和6年3月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務
②事務の概要	固定資産税賦課対象者の把握を行っている。 納税義務者における固定資産の確認を行う。
③システムの名称	固定資産税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」とある項(27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行政経営部 資産税課
②所属長の役職名	資産税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	行政経営部 資産税課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月17日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月17日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成26年12月1日時点	平成27年11月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成27年12月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成26年12月1日時点	平成27年11月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成28年7月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	固定資産税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	固定資産税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	住基法改正に伴う見直し
平成28年7月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属	資産税課長 宇田川 幸彦	資産税課長 坂井 良昭	事後	人事異動に伴う見直し
平成28年7月5日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年11月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成28年7月5日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年11月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成28年7月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>「番号法第19条第7号【情報提供の根拠】番号法別表第二の第三欄が市町村長の項のうち第四欄に地方税関係情報が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条)</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」とある項(27の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	事後	法令上の根拠の見直し
平成29年6月2日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成28年7月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成29年6月2日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成28年7月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成30年4月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	固定資産税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム	固定資産税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名管理システム	事後	事務運用の見直し
平成30年4月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属	資産税課長 坂井 良昭	資産税課長 加藤 孝志	事後	人事異動に伴う見直し
平成30年4月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年6月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成30年4月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年6月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成31年4月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	資産税課長 加藤 孝志	資産税課長	事後	様式変更に伴う見直し
平成31年4月12日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日時点	平成31年3月27日時点	事後	判定基準日の見直し
平成31年4月12日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日時点	平成31年3月27日時点	事後	判定基準日の見直し
平成31年4月12日	IV リスク対策 1から9まで	項目なし	追加された項目に新たに記載	事後	様式変更に伴う新項目追加
令和1年11月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成31年3月27日時点	令和1年11月29日時点	事前	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成31年3月27日時点	令和1年11月29日時点	事前	特定個人情報保護評価の再実施
令和3年1月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和1年11月29日時点	令和3年1月15日時点	事前	特定個人情報保護評価の再実施
令和3年1月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和1年11月29日時点	令和3年1月15日時点	事前	特定個人情報保護評価の再実施
令和4年1月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>「番号法第19条第7号【特定個人情報の提供の制限】及び別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」とある項(27の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	<p>「番号法第19条第7号【特定個人情報の提供の制限】及び別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」とある項(27の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	事前	法令上の根拠の見直し
令和4年1月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年1月15日時点	令和4年1月7日時点	事前	特定個人情報保護評価の再実施
令和4年1月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年1月15日時点	令和4年1月7日時点	事前	特定個人情報保護評価の再実施
令和5年1月6日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和4年1月7日時点	令和5年1月10日時点	事前	特定個人情報保護評価の再実施
令和5年1月6日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和4年1月7日時点	令和5年1月10日時点	事前	特定個人情報保護評価の再実施
令和6年1月19日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和5年1月10日時点	令和6年1月17日時点	事前	特定個人情報保護評価の再実施
令和6年1月19日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和5年1月10日時点	令和6年1月17日時点	事前	特定個人情報保護評価の再実施